

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する
物件の設置に関する行為の制限に関する事項

古河市景観計画

6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ関係)

6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

良好な景観形成を図るため、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限や具体的な基準等について、今後本計画に則し（仮）古河市屋外広告物条例の制定を検討します。